

## 第 1 9 回

# 小城市都市計画審議会議案

令和 7 年 8 月 1 9 日 (火)

小城市都市計画審議会

# 議 案 一 覧 表

議案番号	議案名	頁
議案第1号	小城都市計画ごみ焼却場の変更（小城市決定） 【天山地区共同塵芥処理場】	1～2

議案第1号

小城都市計画ごみ焼却場の変更（小城市決定）

【天山地区共同塵芥処理場】

# 計 画 書

## 小城都市計画ごみ焼却場の変更（小城市決定）

都市計画ごみ焼却場 天山地区共同塵芥処理場組合ごみ焼却場を廃止する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	ごみ焼却場名			
1	天山地区共同 塵芥処理場	小城市牛津町柿樋瀬字江九角	約 0.7ha	処理能力 50t/日

### 理 由

本市では、市内で発生する一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）に基づき、小城市一般廃棄物処理計画を策定し、収集運搬、焼却等の中間処理及び最終処分を安定的、継続的に遂行し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めている。また、小城市総合計画においては、快適な生活環境の保全と循環型社会の形成の施策として、基本事業にごみ減量化・リサイクルの推進を掲げ、ごみ減量の周知や資源のリサイクルへの取組を促し、限られた資源を有効に活用する循環型社会の実現を目指している。

本市のごみ処理においては、昭和42年に一般廃棄物の共同処理を目的とし旧小城郡4町及び旧佐賀郡久保田町の5町によって「天山地区共同塵芥処理場組合」が発足し、昭和54年にごみ処理場建設に着工し、昭和56年4月からごみ処理場焼却施設として稼働し、小城市一般廃棄物の焼却体制を整えた。その後、当施設は、焼却施設の老朽化に伴い平成22年3月に焼却施設を停止し、同年4月に廃棄物処理法第9条第3項の規定に基づき廃止届を提出し、平成23年3月にごみ処理場を解体し、同年23年7月に天山地区共同塵芥処理場組合を解散した。今後、ごみ焼却場としての利用の見込がなくなったことから、「都市計画ごみ焼却場天山地区共同塵芥処理場組合ごみ焼却場」の廃止を行うものである。

## 都市計画策定の経緯の概要

小城都市計画ごみ焼却場〈天山地区共同塵芥処理場〉の変更（小城市決定）

事 項	時 期	備 考
原案作成	令和7年4月24日（木）	
原案縦覧・説明会公告	令和7年6月16日（月）から 令和7年6月30日（月）まで	2週間 （初日不算入）
説明会	令和7年7月1日（火）	参加者なしにより中止
県との事前協議	令和7年7月14日（月）	
県との事前協議回答	令和7年7月24日（木）	
案の公告・縦覧	令和7年8月1日（金）から 令和7年8月15日（金）まで	
小城市都市計画審議会	令和7年8月19日（火）	
県との協議	令和7年8月下旬	
県との協議回答	令和7年9月上旬	
決定告示	令和7年9月中旬	